

新学習指導要領の趣旨を生かした授業づくり

中学校保健体育科

1 改訂の趣旨

- (1) 小・中・高等学校を通じて
 - 生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善を図る。
 - 心と体をより一体としてとらえ、引き続き保健と体育を関連させて指導する。
- (2) 「体育」について
 - それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるように、発達の段階のまとまりを考慮し、指導内容を整理し体系化を図る。
 - 武道の学習を通じて我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるよう指導の在り方を改善する。
- (3) 「保健」について
 - 生涯にわたって自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するため、発達の段階を踏まえて内容の体系化を図る。
 - 健康の概念や課題などの内容を明確に示すとともに、健康や安全に関する内容の改善を図る。

2 改訂の要点

- (1) 目標
 - ア 教科の目標

心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解や運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

イ 改訂された文言と改訂の理由（アの太字の部分について）

学校教育法第30条第2項の趣旨（生涯にわたり学習する基盤が培われるように）を踏まえ、現行の「積極的に」から「生涯にわたって」となった。

- (2) 内容 ※詳細は次ページの「資料」を参照

ア 体育分野

- 健やかな体の基礎となる身体能力と知識を定着させ、運動を豊かに実践していく観点から、発達の段階に応じた指導内容の明確化・体系化が図られた。
- ※ 小学校から高等学校までの12年間で三つの段階に分けられた。

小学校		中学校		高等学校
第1～4学年	第5・6学年	第1・2学年	第3学年	入学年次～それ以降の年次
各種の運動の基礎を行う時期	多くの領域の学習を経験する時期	卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようにする時期		

- 指導内容の確実な定着を図ることができるよう、運動の取り上げ方が一層弾力化された。
- ※ 第1学年及び第2学年においては、「体づくり運動」及び「体育理論」を除く領域は、いずれかの学年で取り上げ指導することもできるようになった。

〈現行〉	第1学年	第2学年	第3学年
A 体づくり運動	必修	必修	必修
B 器械運動	必修	B, C及びDから①又は②選択	第2学年に同じ
C 陸上競技			
D 水泳			
E 球技			
F 武道			
G ダンス	F及びGから①選択	E, F及びGから②選択	
H 体育に関する知識	必修	必修	必修



〈新〉	第1・2学年		第3学年
A 体づくり運動	必修	必修	必修
B 器械運動	必修		B, C, D, G, から①以上選択
C 陸上競技			
D 水泳			
E 球技			
F 武道			
G ダンス		E, F, から①以上選択	
E 体育理論	必修	必修	B, C, D, G, から①以上選択

- 「体育に関する知識」については、高等学校への接続を考慮しつつ、指導するべき知識の明確化を図り、各領域の「知識、思考・判断」との内容の整理及び精選が図られた。

イ 保健分野

- 個人生活における健康・安全に関する内容を重視する観点から、指導内容が改善された。
- 自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成する観点から、小学校の内容を踏まえた系統性のある指導ができるよう内容が明確化された。

3 新学習指導要領全面実施に向けた授業づくり

(1) 体育分野

- ア 生徒一人一人が自主的、自発的に意欲を持って学習に取り組む授業づくり
 - それぞれの運動が持っている楽しさや喜びという運動の特性を明確にし、その特性に触れるような活動を重視する。
 - 生徒自らが考えたり工夫したりしながら運動の課題を解決する学習活動を取り入れる。
- イ 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の確実な定着を図る授業づくり
 - 運動の楽しさを味わうために必要な力をバランスよく身に付けさせるために、重要な要素となる「技能」とともに、「態度」や「知識、思考・判断」の内容についても、各運動領域の学習において指導すべき内容を明確化する。
 - 学習カード等を活用して運動のポイントを具体的に示し、学習のめあてを明確につかませるとともに、一人一人がめあてに応じて活動の仕方（練習の場）を選んで取り組めるよう学習活動（場づくり）を工夫する。
- ウ 身体能力の育成を重視した授業づくり（体づくり運動、体育理論）
 - 技能の習得のための練習方法や、動き方を考えるなど、運動の技能と知識との関連を図れるよう工夫する。
 - 自分の健康や体力の状況に応じて体力づくりが実践できるように、自分に合った運動の仕方を選んだり、計画したりする活動を重視する。

(2) 保健分野

- 生涯を通じて健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成する授業づくり
 - 知識の習得を重視した上で、事例などを用いたディスカッションやブレインストーミング、心肺蘇生法などの知識を活用する学習を取り入れる。

〔資料〕内容の改善とポイント解説

分野	主な内容の改善	ポイント解説
体育分野	<ul style="list-style-type: none"> ○指導内容の体系化 <ul style="list-style-type: none"> ・体育分野の目標や内容が、第1、2学年と第3学年とに分かれており、小学校や高等学校との接続を意識して指導することが重要となった。 ○指導内容の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・運動に親しむ資質や能力の確実な習得を図る観点から改善が図られた。 ○体づくり運動の重視 <ul style="list-style-type: none"> ・学習したことを、学校の教育活動全体や実生活で生かすことが重視されている。 ○「知識」に関する領域の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・「体育に関する知識」を「体育理論」と改められた。 ・運動に関連させて教える知識と体育理論で教える知識を整理しそれぞれを明確に示すとともに体育理論の時間数の目安が示された。 	<ul style="list-style-type: none"> ○第1、2学年においてすべての領域を必修とした。 ○第3学年の選択のまとまりを運動に共通する特性や魅力に応じて分けられた。 ○「球技」については、「ゴール型」「ネット型」「ベースボール型」として、類型ごとに整理された。 ○体育理論を除く運動に関する領域を「技能」「態度」「知識、思考・判断」と示し、それぞれの内容が明確に示された。 ○第1学年から第3学年まで必修とし、各学年で取り扱う時間数の目安が示された。（7単位時間） ○内容については従来どおり。 ○運動のポイントやルール、仲間と協力して活動する方法などを理解して様々な活動や練習に取り組む中で、技能や学び方、態度の向上が図られるものであり「知識」は体育学習のベースにあるものとして重要である。
保健分野	<ul style="list-style-type: none"> ○新しく追加された内容 <ul style="list-style-type: none"> ①第2学年「傷害の防止」 二次災害によって生じる傷害 応急手当には心肺蘇生法があること ②第3学年「健康な生活と疾病の予防において」 医療品は正しく使用すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人生活を中心として科学的に理解できるようにすることが重要である。 ○健康・安全について科学的に理解することを通して、健康・安全の課題に直面した場合に的確な思考・判断ができるようにする。

4 移行措置について

〈留意事項〉

- 平成24年に全面実施された際の指導内容を見通した上で、移行期間中の指導計画を適切に作成すること。（平成22年度、23年度入学生）
- 学校の判断で新学習指導要領による指導を行う場合は、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の時数を確保した上で実施すること。

	平成21年度 各学年 90時間	平成22年度	平成23年度	平成24年度 各学年105時間
平成21年度入学生	第1学年 90時間	第2学年 90時間	第3学年 90時間	
平成22年度入学生		第1学年 90時間	第2学年 90時間	第3学年 新課程105時間
平成23年度入学生			第1学年 90時間	第2学年 新課程105時間
平成24年度入学生				第1学年 新課程105時間
内容	学校の判断により、教育課程の全部又は一部を新学習指導要領によることも可能			新学習指導要領による教育課程の実施